

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定による。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「平成28年度分及び平成29年度分」を「平成30年度分及び平成31年度分」に、「平成28年4月1日現在」を「平成30年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、平成30年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、平成29年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

(参 考)

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
新旧対照表

改正後

附 則

1～4

……略……

5 平成 30 年度分及び平成 31 年度分の第 18 条第 1 項第 1 号に規定する
関係区市町村の負担金の額については、別表第 2 中

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第 105 条の規定に
より区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及 び第 2 項の規定による繰入金並びに 保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金（区、市、町 及び村が徴収するものに限る。）	100 パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の 1 月 1 日現在の住民基
本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 6 条第
1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満 75 歳以
上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の 1 月 1 日現在の住民基本台帳
に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第 105 条の規定に

改正前

附 則

1～4

……略……

5 平成 28 年度分及び平成 29 年度分の第 18 条第 1 項第 1 号に規定する
関係区市町村の負担金の額については、別表第 2 中

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第 105 条の規定に
より区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及 び第 2 項の規定による繰入金並びに 保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金（区、市、町 及び村が徴収するものに限る。）	100 パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の 1 月 1 日現在の住民基
本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 6 条第
1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満 75 歳以
上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の 1 月 1 日現在の住民基本台帳
に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第 105 条の規定に

より区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100 パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100 パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100 パーセント
保険料未収金補填分相当額	100 パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100 パーセント
葬祭費相当額	100 パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の 1 月 1 日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満 75 歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の 1 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）第 19 条第 1 項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成 30 年 4 月 1 日現在の東京都の

より区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100 パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100 パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100 パーセント
保険料未収金補填分相当額	100 パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100 パーセント
葬祭費相当額	100 パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の 1 月 1 日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満 75 歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の 1 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）第 19 条第 1 項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成 28 年 4 月 1 日現在の東京都の

条例で定める割合で算定された額とする。」 とする。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第 5 項の規定は、平成 30 年度分以降の変更後の規約第 18 条第 1 項第 1 号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、平成 29 年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。</u>	条例で定める割合で算定された額とする。」 とする。
---	---